

経税部
だより

自己負担なき「ふるさと納税」 本当の受益者と負担者は誰か？

税理士 斎藤 直樹

近年ふるさと納税が異常なブームになっている。書店には「ふるさと納税で全国の特産品をゲットしよう」といった調子の書籍があふれかえっている。三角政勝氏による「ある自治体では300万円の寄付に対して200万円相当額の返礼品を送付するという事例も見られた。年収7000万円の人は300万円ほどの「ふるさと納税枠」があるのだからこのようなことが可能なのだ。

ふるさと納税には様々な疑問がある。どうして高額な返礼品をただで入手できるのだろうか。その財源は、ただで返礼品を入手する行為は果たして「寄附」という言葉にふさわしいのだろうか。自治体間の異常な返礼品競争は地方自治の基盤である財政を歪めてはいないか。

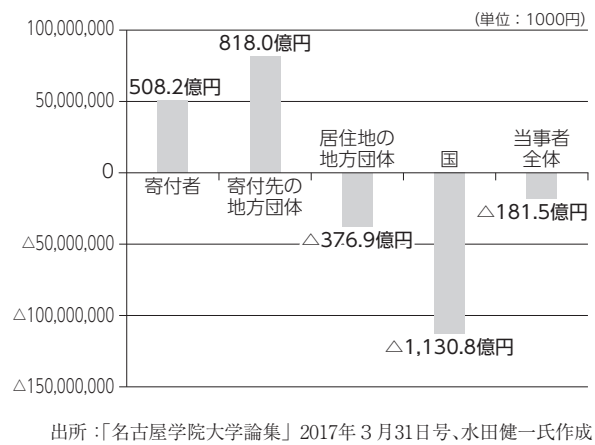
参議院予算委員会調査室の三角政勝氏(注1)と名古屋学院大学の水田健一氏(注2)がこの問いに対して的確な回答を与えてくれている。

(注1)「立法と調査」2015年12月号(インターネットで入手可能)
(注2)「名古屋学院大学論集」2017年3月31日号(インターネットで入手可能)

「ふるさと納税」・本当の受益者と負担者は誰か？

この疑問にズバリと答えてくれているのが左の図表1だ。

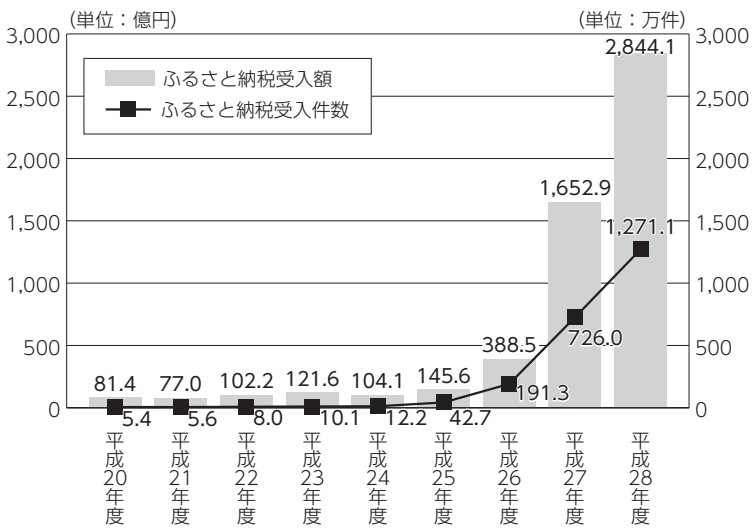
図表1 「ふるさと納税」制度の下での各主体の受益と負担 (国全体)：2015(平成27)年度



出所：「名古屋学院大学論集」2017年3月31日号、水田健一氏作成

図表2 ふるさと納税の受入額及び受入件数 (全国計)

○ふるさと納税の受入額及び受入件数 (全国計) の推移は、下記のとおり。
○平成28年度の実績は、約2,844億円 (対前年度比：約1.7倍)、約1,271万件 (同：約1.8倍)。

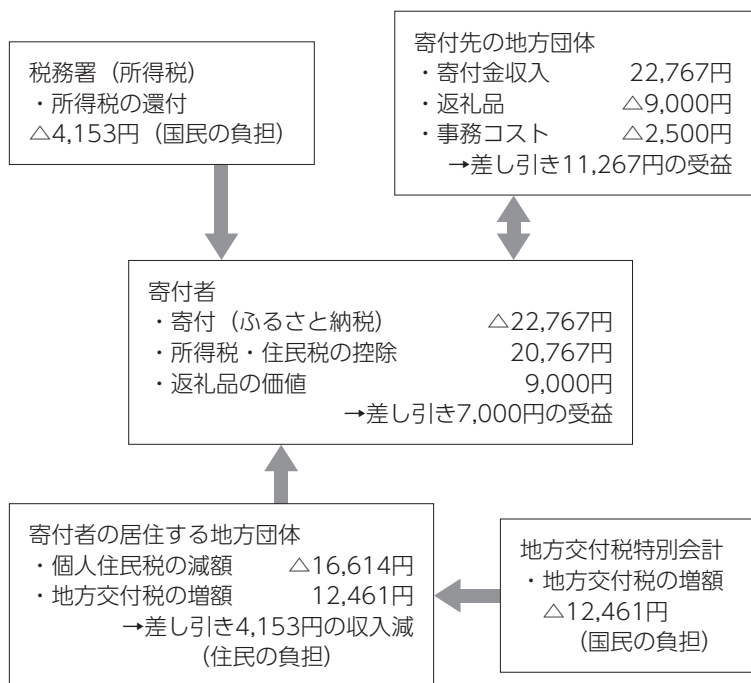


	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)	12,710,780 (2,566,587)

※全地方団体 (都道府県及び市区町村) を対象に調査を実施。
※受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの (法人からの寄附を含む地方団体もあり)。
※平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
※「平成27年度」及び「平成28年度」の欄のうち、() 内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績 (把握している限りのデータを回答している地方団体もあり)。

出所：総務省ホームページ

図表3 「ふるさと納税」による関係主体にとっての受益と負担 2015(平成27)年度 (個別の寄付)



出所：「名古屋学院大学論集」2017年3月31日号、水田健一氏作成

ふるさと納税制度の推移と金額の規模

左上に示した図表2がふるさと納税の受入額及び受入件数の推移だ。平成20年度に制度が発足したのだが、平成27年度には前年の4・25倍に、さらには平成28年度にはさらに倍増している。

「ふるさと納税」による関係主体にとっての受益と負担

ここで「ふるさと納税」の仕組みについても少し詳しく見てきた。左の図表3は、水田健一氏の作成されたもの

③として9000円相当

まとめ

「ふるさと納税」の本質は、まだ多くの人に知られていない。書店にある「どうしたら得になる」本には書かれていないし、地方交付税法に関する専門書にも書かれていない。タブーになってきているかもしれない。ふるさと納税は拡大の傾向にある。このことは地方自治体の間の返礼品競争はますます激化するものと思われる。三角政勝氏は次のような警告を発しておられる。

「現在のところ、東京都はふるさと納税に否定的であると思われるが、かりに東京都が豪華な返礼品によるふるさと納税に本格的に取り組むようになれば、逆に地方から税収を「吸い上げる」ことも不可能ではない。ふるさと納税は、制度上、必ずしも地方自治体に有利に働くとは限らないのである。」

(終り)